

個人情報保護審議会答申の概要

答申第 144 号（諮問第 169 号）

件名：事故に関する全ての行政文書等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 30 年 6 月 4 日

2 原処分

平成 30 年 12 月 7 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、別記に掲げる保有個人情報の自己情報開示請求について、平成 28 年 12 月〇日付け「交通事故事件取扱簿」を特定して、別表に掲げる部分を愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 17 条第 2 号（第三者個人情報）に該当するとして、不開示とした。

3 審査請求

平成 31 年 2 月 2 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和元年 10 月 8 日

5 審議会の結論

処分庁が、平成 28 年 12 月〇日付け「交通事故事件取扱簿」を特定したこと及び一部開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求の趣旨について

審査請求書及び反論書並びに処分庁が作成した弁明書の内容を踏まえると、本件審査請求の趣旨は、本件保有個人情報の特定に対するものと、一部開示決定の不開示部分の開示を求めるものの両者であると解される。

(3) 本件保有個人情報を特定したことの妥当性について

別記に掲げる保有個人情報の開示請求に対して、処分庁が本件保有個人情報を特

定したことの妥当性について、以下検討する。

処分庁によれば、該当する保有個人情報がないことから、不開示決定処分を行ったが、審査請求を受け、再度調査したところ、交通事故事件取扱簿に申出者の欄はないが、申し出たのが審査請求人だと判明したため、本件保有個人情報を特定して一部開示決定を行ったとのことである。

当審議会において処分庁に確認したところ、交通事故事件取扱簿とは、勤務日ごとに取り扱った交通事故事件について作成するものであるとのことである。

当審議会において、本件保有個人情報を確認したところ、平成 28 年 12 月〇日に取り扱った全ての交通事故事件が記載されていた。そして、番号「〇」の欄に、審査請求人の氏名の記載はなく、「発生場所」、「当事者」及び「事故類型」の欄に「不明」と記載されていた。また、「特記事項」の欄には、「会社の車を事故され、その運転手がどこかへ行ってしまったもの。車にはガードパイプに衝突したらしき跡があるものの真相不明の為参考とした。」と記載されていた。しかしながら、審査請求人及び処分庁の主張並びに本件保有個人情報の記載内容を勘案すると、本件保有個人情報は審査請求人の自己情報であるといえる。

一方、当審議会において、本件保有個人情報の不開示部分を見分したところ、記載されているのは、審査請求人が関わった交通事故事件以外の事案、当日の当番であった警部補以下の警察職員の氏名及び交通事故事件取扱簿の確認を行った警部補以下の警察職員の印影であった。

そして、当審議会において処分庁に確認したところ、審査請求人が関わった本件交通事故事件のその後の捜査において、本件開示請求の対象となる審査請求人の自己情報は存在しないとのことであった。

以上のことから、審査請求人の自己情報は本件保有個人情報のみであるため、本件保有個人情報を特定したとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 別表に掲げる部分を不開示としたことの妥当性について

ア 処分庁は、別表に掲げる本件情報 1（以下「本件情報 1」という。）及び同表に掲げる本件情報 2（以下「本件情報 2」という。）を条例第 17 条第 2 号に該当するものとして不開示としている。

本号は、開示請求者以外の個人の権利利益を保護する観点から、当該開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が含まれている保有個人情報については、不開示とすることを定めたものであり、併せて当該開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある情報が含まれている保有個人情報についても不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方にに基づき、本件情報 1 及び本件情報 2 が同号に該当するか否かを以下検討する。

イ 本件情報 1 について

当審議会において、本件情報 1 を見分したところ、警察職員の氏名及び印影が記載されていた。これらは、審査請求人以外の個人に関する情報で、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

そして、同号ただし書ハは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年愛知県規則第 10 号）第 8 条により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されている。処分庁に確認したところ、本件情報 1 の警察職員は、警部補及び同相当職以下の職員であるとのことである。

よって、本件情報 1 は、条例第 17 条第 2 号ただし書ハに該当しない。

また、本件情報 1 は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないので、本号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロにも該当しないことは明らかである。

よって、本件情報 1 は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

ウ 本件情報 2 について

次に、当審議会において、本件情報 2 を見分したところ、審査請求人以外の事故及び参考事件の発生日時、認知日時、発生場所、当事者の氏名、事故類型等が記載されていた。これらは、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの又は審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当すると認められるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

そして、本件情報 2 は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。

よって、本件情報 2 は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の特定については前記(3)において、本件情報1及び本件情報2を不開示としたことの妥当性については前記(4)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

平成28年12月〇日110番通報して車両被害について来署 平成28年12月勝手に持ち出されガードレールにぶつける事故をおこした事故に関する全ての行政文書、第三被害者、被害物、事故現場不明事故届（請求現在警察署の保管するもの）

別表

| 開示しないこととした部分 |
|--------------------------------------|
| 【本件情報1】 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名及び印影 |
| 【本件情報2】 開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分 |